

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十五号

平成十八年

八月十八日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

政治団体の名称等の届出……………一
不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十八年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

民主党山梨県甲府市支部	代表者氏名 樋口 雄一	会計責任者氏名 岡田 淳	主たる事務所の所在地 甲府市高畑二一七―六	設立年月日 平成十八年 八月八日	届出年月日 平成十八年 八月九日
-------------	----------------	-----------------	--------------------------	------------------------	------------------------

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
松野きよたか後援会	松野 清貴	田中 康 磨	西八代郡市川三郷町上野二三六四	平成十八年 七月十八日	平成十八年 七月十九日
大塚義久後援会・桜久会	大塚 義久	下出 祥 司	甲府市桜井町一〇〇九	平成十八年 七月十七日	平成十八年 七月二十日

幹栄会	鈴木幹夫	穂坂知雄	甲州市塩山上於曾一〇〇五―二 萩原ビル2F	平成十八年八月十日	平成十八年八月十四日
宮崎ひろみ後援会	宮崎博巳	宮崎博巳	西八代郡市川三郷町市川大門三六〇七―三 促進住宅二―一〇九	平成十八年八月八日	平成十八年八月八日
石井みどり山梨県後援会	三塚憲二	戸沢信人	甲府市大手一―四―一 山梨県歯科医師会館内	平成十八年八月一日	平成十八年八月四日
内藤優後援会	小林平吉	笠井信	西八代郡市川三郷町岩間二八三九―二	平成十八年七月二十日	平成十八年七月二十四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧 新	自由民主党山梨県宅建支部	長田満 中澤真	長田満 中澤真	甲州市勝沼町小佐手一五九三―一	平成十八年六月十三日	平成十八年八月一日
旧 新	山梨県不動産政治連盟	岡田淳 中澤真	岡田淳 中澤真	上野原市大曾根六一	平成十八年六月十三日	平成十八年八月一日
旧 新	雄友会	山口公正	保坂繁	上野原市上野原一―一五二	平成十八年七月一日	平成十八年八月九日
旧 新	自由民主党上野原支部	山下実		上野原市上野原一―一五二	平成十八年八月一日	平成十八年八月十四日
旧 新	鈴の会			甲州市塩山上於曾一〇〇五―二 萩原ビル2F	平成十八年八月十日	平成十八年八月十四日
旧 新	鈴木幹夫後援会			甲州市塩山下塩後六二七	平成十八年八月十日	平成十八年八月十四日
旧 新	自由民主党勝沼支部	内田定男 輿石旭		甲州市勝沼町等々力一六四七	平成十八年八月一日	平成十八年八月十六日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
遠藤幸利後援会幸友会	笠井保三	小林実	西八代郡市川三郷町楠浦一〇二三	平成十八年七月十八日	平成十八年七月二十一日
中島一平後援会	石川榮二	中島一郎	甲斐市志田四八三	平成十八年三月三十一日	平成十八年七月二十五日
広瀬元久を支援する会	雨宮恒勇	中村昌三	甲州市塩山上於曾一九八五	平成十八年七月十四日	平成十八年七月二十八日
自由民主党芦川村支部	霜村千代晴	飯高初男	笛吹市芦川町上芦川六二三	平成十八年七月三十一日	平成十八年八月一日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
松野清貴	市川三郷町議会議員	松野きよたか後援会	西八代郡市川三郷町上野二三六四	松野清貴	平成十八年七月十八日	平成十八年七月十九日
大塚義久	甲府市議会議員	大塚義久後援会・桜久会	甲府市桜井町一〇〇九	大塚義久	平成十八年七月十七日	平成十八年七月二十日
宮崎博巳	市川三郷町議会議員	宮崎ひろみ後援会	西八代郡市川三郷町市川大門三六〇七―三 促進住宅二一―一〇九	宮崎博巳	平成十八年八月八日	平成十八年八月八日
鈴木幹夫	山梨県議会議員	幹栄会	甲州市塩山上於曾一〇〇五―二 萩原ビル2F	鈴木幹夫	平成十八年八月十日	平成十八年八月十四日

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号、昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第八号、平成九年山梨県選挙管理委員会告示第四号及び平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第四十三号の三）の一部を次のとおり改正する。

平成十八年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号の一部改正）
 表中「山梨甲陽病院」を「北杜市立甲陽病院」に改める。
 （昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第八号の一部改正）
 表中「山梨県立きぼうの家」を「きぼうの家」に改める。
 （平成九年山梨県選挙管理委員会告示第四号の一部改正）
 表中「山梨県立はまなし寮」を「身体障害者療護施設はまなし寮」に改める。
 （平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第四十三号の三の一部改正）
 表中「医療法人康麗会山梨峡東病院」を「医療法人康麗会笛吹中央病院」に、「笛吹市石和町市部八〇九番一」を「笛吹市石和町四日市場四七番一」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番